

# 笛吹市子育て世帯住宅取得補助金交付要領

## 1 目的

この補助金は、移住及び定住の推進に資するため、新たに住宅の取得を行う子育て世帯に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

## 2 条件

- ・中学生以下の子ども(胎児を含む)がいる世帯
- ・申請する住宅で住民基本台帳に登録し、10年以上住む予定の世帯
- ・住宅のある地域の行政区に加入すること
- ・市税及び市債務を滞納していない世帯
- ・暴力団員がいない世帯

## 3 交付対象住宅

- ・補助対象者が所有権を有する住宅
- ・新築・建売・中古の住宅であること(居住用部分の面積が50㎡以上)  
※補償により新築・購入する住宅または相続、贈与により取得する住宅は除く

## 4 事業計画書の提出

事業計画書(様式第1号)に次の書類を添付すること

- (1) 図面(住宅位置図、配置図、各階平面図及び立面図)中古は位置図のみ
- (2) 建物工事請負契約書、土地売買契約書(土地も購入した場合)の写し(建売、中古の場合は不動産売買契約書)
- (3) 契約金額の内訳が分かるもの(見積書等)建売・中古の場合は不要
- (4) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく建築に係る確認済証の写し又は建築工事届に係る台帳記載事項証明書の写し(中古の場合は不要。)
- (5) 世帯全員の住民票(市内に住所を有しない者に限る。)
- (6) 母子健康手帳の写し等、妊娠が確認できるもの(妊娠中の者がいる場合に限る。)
- (7) 世帯全員(18歳以上の者に限る。)の市区町村税の滞納がないことを証明する書類(申請前年の1月1日時点で市内に住所を有しない者に限る。)
- (8) 定住誓約書兼行政区加入誓約書(様式第2号)
- (9) その他市長が必要と認める書類

### ◇提出時期

- (1) 新築住宅 工事請負契約締結後 1年以内
- (2) 建売住宅及び中古住宅 売買契約締結後 1年以内

※事業計画書の提出期限は、上記のとおり契約締結後1年以内ですが、計画承認後に申請する交付申請書の提出期限が住宅引き渡し後3か月以内のため、契約締結後、早めに(※1)提出してください。

※1:住宅の取得(引渡し)前の提出にご協力ください。

## 5 交付申請

交付申請書(様式第6号)に次の書類を添付すること

- (1) 工事請負代金および土地購入代金(土地も購入した場合)、又は不動産売買代金(建売、中古住宅購入の場合)の支払いが確認できる書類の写し(領収書、振込受付書等)
- (2) 交付対象住宅の土地及び建物の表示に関する不動産登記法(平成16年法律第123号)第119条の規定による登記の**全部事項証明書**の写し
- (3) **画像3種各1枚**(着工前、工事中、完成)、建売及び中古住宅の場合は現況のみ
- (4) 建築基準法第7条第5項の規定による**検査済証**の写し(新築住宅、建売住宅において、建築基準法第6条第1項の規定に基づき届出を行った住宅に限る。)
- (5) その他市長が必要と認める書類

### ◇提出期限

交付対象住宅を**取得(引渡し)※してから3か月以内**

※原則、取得日は所有権保存(移転)登記日とする

## 6 交付決定

申請書の内容を審査し、必要に応じて現地確認を行い、事業採択の適否及び補助金額を決定し、交付決定通知書により通知します。

## 7 補助金額

新築住宅：30万円、中古住宅：25万円

## 8 請求書の提出

交付申請書を審査し、必要に応じて現地確認を行い、補助金の額を確定し、補助事業者へ補助金交付決定通知書により通知します。補助事業者は決定通知を受領後、請求書(様式第8号)を提出してください。

## 9 その他

- (1) 提出された書類はお返ししません。
- (2) 補助金の交付は、同一世帯・住宅に対し、1回のみです。
- (3) 条件に違反したとき又は虚偽等の不正行為が発覚したときは、補助金の返還を求めることがあります。
- (4) 本補助金は、令和3年度から令和5年度の3年間を予定しています。  
(令和6年3月31日までに完成する建物まで)

### 【問い合わせ・提出先】

笛吹市役所 総合政策部 企画課 企画調整担当  
〒406-8510 山梨県笛吹市石和町市部 777 2階  
TEL 055-261-2032 FAX 055-262-4115